

かいじ号



若者に多い消費者トラブル＝ネットトラブル?!

20歳代以下の若者から寄せられた相談には、圧倒的にインターネットと携帯電話を介した不当請求に関する内容のものです!

事例1

携帯電話の動画サイトにアクセスしたら出会い系サイトにつながり、退会希望の場合は登録料を払うようメールがきた。

事例2

プロフに登録すると無料で小説が読めるとあったので登録すると、翌日料金請求のメールがきた。

県民生活センターに寄せられた相談件数TOP5

順位	20歳未満		20歳代	
	商品・役務	件数	商品・役務	件数
1	放送・コンテンツ	70	放送・コンテンツ	118
2	自動車	5	融資サービス	34
3	相談その他	5	商品一般	20
4	補習教育	3	自動車	16
5	商品一般	3	相談その他	12

<集計対象期間 2009.4～2009.10>

アドバイス

「無料だと書いてあったのに」「占いサイトに登録したはず」「心理テストにアクセスしたら」「アダルトサイトにアクセスしたが利用はしなかった」など、きっかけは様々ですが、意図せずに有料サイトにつながり、高額な不当請求を受けたといったトラブルが多くみられます。悪質業者は不安をあおって、消費者からお金をだましとろうとします。このような時の対策は、**覚えがなければ支払わないこと**。また、**個人情報を知らせないためにも、連絡はしないこと**です。一人で悩まず、県民生活センターにご相談ください!

20歳代で多重債務に関する相談も増加

消費者金融からの借入れ、ヤミ金からの誘い、無計画なクレジットなどによって、多重債務に陥る若者が増加しています。借金・クレジットを利用する前に、返済できる金額か、本当に必要な商品・サービスか、よく考えましょう。

借金返済のための借金は、決してしてはいけません。

親しい友人や、恋人でも、安易に借金の保証人を引き受けるのはやめましょう。

新成人のみなさま

未成年者(結婚すれば成年者とみなされます)は、社会的経験も浅く、利害を判断する知識や能力が十分とはいえないため、民法で法定代理人(通常は父母)の同意を得ないでした契約は取り消すことができるとしていますが、20歳になると、たとえ学生であっても契約は自己責任となります。一方で悪質業者は、契約に不慣れな若者をねらっています。消費者被害にあわないために、契約は慎重におこないましょう。

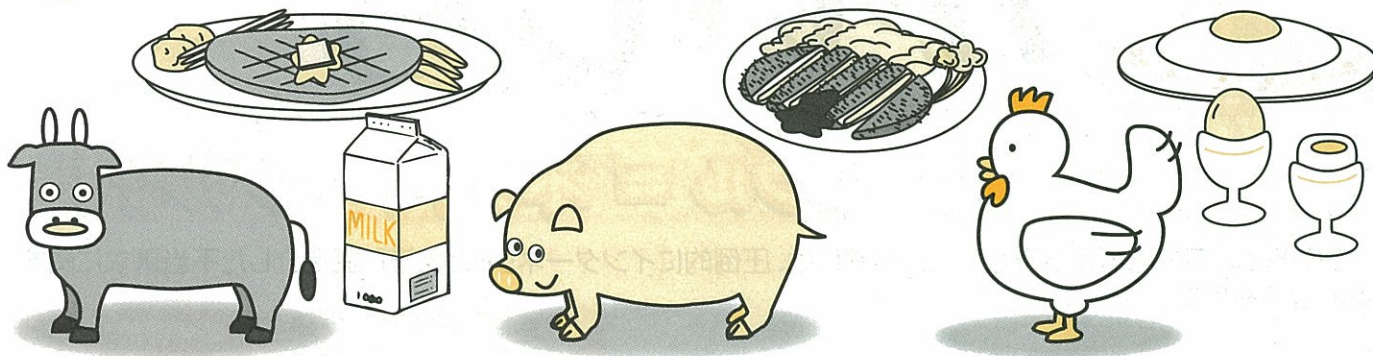
★消費トラブルで困ったら、県民生活センターにご相談ください! 055-235-8455(消費相談専門)★

消費者被害防止を呼びかけるラッピングバスが走っています



ラッピングバスは山梨交通・富士急行路線バスに1台ずつ運行

山梨県では、悪質商法などの消費者被害を防ぐため、注意の啓発と県民生活センターへの相談を呼びかけるラッピングバスの運行を始めました。人気マジシャンのイラストをデザインに取り入れて、「騙されていいのは手品だけ」と県民にアピールしています。運行は平成22年3月まで。バスを見かけたら、「それって、悪質商法かも!?怪しいなと思ったら、すぐ電話」の標語とともに意識を高め、トラブルについては県民生活センターにご相談ください。



県民の健康的な食生活に欠かせない動物性蛋白質、つまり食肉、牛乳、卵等の畜産物は、健康な家畜(牛、豚、鶏)から供給されています。

健康な家畜を飼育するために畜産農家等、関係者は日々努力を重ねています。

今回、どのように、家畜の健康が守られているのかを紹介いたします。

畜産農家は家畜を健康的に飼養するために、家畜伝染病予防法で定められた次の10項目の飼養衛生管理基準を守っています。

飼養衛生管理基準

- 1 畜舎及び器具の清掃を毎日、また、消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を常に清潔に保っています。
- 2 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒を常に行っています。
- 3 飼料及び飲料水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生生物の排せつ物等が混入しないように努めています。
- 4 他の農場等から家畜を導入する場合には、健康な家畜を導入していますが、万が一病気にかかっていた場合のことを考えて、その病原体がひろがるのを防止するため、導入した家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにしています。
- 5 他の農場等に立ちつた者がみだりに畜舎に立ち入らないようにしたり、他の農場等に立ちつた車両が農場に出入りする場合には、その車両の消毒に努めています。
- 6 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、すぐに修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除しています。
- 7 家畜の健康状態を確認してから、他の農場等に出荷しています。
- 8 家畜の病気をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めています。
- 9 家畜の健康に悪影響を及ぼすような狭い場所で、たくさんの家畜を飼養しません。
- 10 研修会等に参加して、家畜の病気の発生予防に関する勉強を常にしています。

家畜の健康を守るために、獣医師等が所属する専門機関が畜産農家のお手伝いをしています。
主な専門機関は、家畜保健衛生所と家畜診療所(山梨県農業共済組合連合会)です。

家畜保健衛生所

家畜の健康を守り、食の安全の確保や畜産農家の発展を支える公的機関の一つであり、家畜保健衛生所法に基づく都道府県の必置機関です。山梨県では、笛吹市(旧石和町)と韮崎市に2か所あります。

家畜保健衛生所の仕事については次のとおりです。

1 聞き取り調査・指導

定期的に農家を訪問して、家畜の頭羽数や健康状態等を確認したり、農家からの家畜の病気等に対する質問にお答えしています。

2 定期検査・指導

家畜伝染病予防法で決められている結核、ブルセラ病等の検査を行うため、定期的に農家を訪問して、家畜から採血して血液検査を行ったり、家畜のツベルクリン反応等の検査を行っています。

3 精密検査

万が一、調査・検査で病気が確認された場合は、農家に状況を丁寧に説明して、家畜診療所の獣医師等と協力して病気の治療、まん延防止に努めます。

病気の診断が難しい場合には、病気で死亡した家畜の解剖を行ったり、細菌やウイルスの培養検査等を行い、場合によっては、国(農林水産省等)の研究機関に協力を依頼して、病気の原因究明を行います。

4 広報

「家畜保健衛生所たより」や「家畜衛生情報」等の広報誌で畜産農家等畜産関係者へ家畜の病気等についての情報提供を行っています。

5 研修会等の開催

家畜の病気等についての知識を習得してもらうために、畜産農家等畜産関係者に対して、定期的に研修会や講習会を開催しています。

6 BSE、高病原性鳥インフルエンザへの対応

BSEについては、生後24ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査等、高病原性鳥インフルエンザについては特定の農家を定期的に検査するモニタリング等を実施して、監視体制を強化しています。

7 その他、畜産に関する各種相談に対応しています。

山梨県の家畜保健衛生所の情報については、次のとおりです。

山梨県東部家畜保健衛生所

住所 〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-1 TEL055-262-3166

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/tb-kachiku/90013939475.html>

山梨県西部家畜保健衛生所

住所 〒407-0024 韮崎市本町3-5-24北巨摩合同庁舎別館 TEL0551-22-0771

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/sb-kachiku/index.html>

家畜診療所

家畜診療所は、家畜共済に加入している家畜(乳牛、肥育牛など)の病傷治療を行うとともに、未然に病気などの発生を防ぐ損害防止事業に取り組んでいます。

県内3ヶ所の駐在所に1名の認定獣医師と7名の臨床獣医師が勤務しています(14年4月から、甲府2名、峡北3名、富士ヶ嶺3名)。

畜産・酪農地帯である八ヶ岳南麓一帯と富士山西麓(富士ヶ嶺)に診療所は重点配置されています。

診療所は夜間も担当者を配置し、休日にも開業獣医師と連携しながら緊急の診療依頼に対応しています。24時間・365日診療可能な体制によって、迅速で適切な家畜診療の実現に努めています。

山梨県の家畜診療所の情報については、次のとおりです。

URL http://www.nosai-yamanashi.or.jp/jigyo/sinryojo_top.html

山梨県農業共済家畜診療所本所

住所 〒400-0034 甲府市宝1-21-20 TEL055-228-4772

峡北駐在所

住所 〒408-0034 北杜市長坂町大八田6173-2 TEL0551-32-3229

富士ヶ嶺駐在所

住所 〒401-0338 富士河口湖町富士ヶ嶺1217 TEL0555-89-2018



家畜の健康等畜産に関するお問い合わせは、山梨県農政部畜産課でも、受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

住所 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 県民会館 TEL055-223-1605

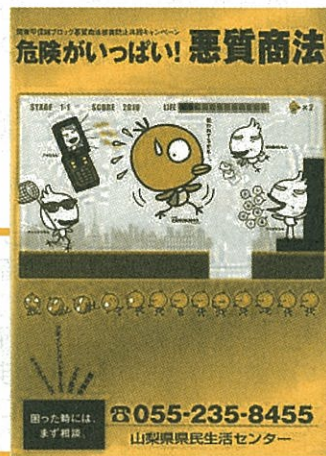
URL <http://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/index.html>

若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

県民生活センターでは、今年も1月～3月まで若者の消費者被害防止のため、「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止キャンペーン」を行います!

キャンペーンでは、マスコットキャラクターをデザインした啓発用ポスターやリーフレットを作成し、配布します。

また、特別相談「若者トラブル110番」を開設します。



若者トラブル110番 開設!

日時 平成22年1月28日(木)・29日(金)

時間 8:30～17:00

電話 055-235-8455 (来所による相談も受付けます)



移動県民相談の予定

県民生活センターでは、県内各地に相談員が出向き、相談会を開催しています。家族や近隣問題・金銭貸借等法律相談、消費生活のトラブル相談など、事前の予約は不要ですので、どうぞお気軽にお越しください。



◎ H22年1月21日(木) 10:00～15:00

南巨摩合同庁舎(鯉沢町)

◎ H22年3月16日(火) 10:00～15:00

東山梨合同庁舎(甲州市)

平成22年度山梨県消費生活相談員募集 30名(公募分)

山梨県では、地域における消費者の相談窓口となり、消費者トラブルを未然に防ぐための普及啓発等を行っていただく「山梨県消費生活相談員」を委嘱しています。

平成22年度も山梨県消費生活相談員を募集しますので、消費者行政に関心のある方は、ぜひご応募ください。

応募資格 県内在住で満20歳以上の方

活動内容 地域における相談対応、普及啓発、活動報告書の提出及び研修会への出席

任期 平成22年4月1日から平成24年3月31日まで(2年間)

応募方法 応募用紙に住所、氏名(ふりがな)、電話番号、山梨県消費生活相談員や各種モニター経験の有無、応募理由等をご記入の上、郵送でご応募ください。

※応募用紙は、消費者安全・食育推進課、県民生活センター、各地域県民センターにあります。県のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/index.html>

募集期間 平成22年1月8日(金)～2月8日(月)まで<当日消印有効>

謝礼等 年額上限6,000円

選考結果通知 選考の結果、採用予定の方のみ3月末までに応募者本人あてに通知します。採用されなかった方には通知いたしませんので、ご了承ください。

応募・問い合わせ先 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁 消費者安全・食育推進課 消費生活担当

TEL 055-223-1352 FAX 055-223-1587